

# 東京都社会保険労務士会 会報 千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-7 金井ビル4階  
フヨウ事務所内 ☎03(3574)7572~3 発行人 渡邊和洋  
URL=<http://www.sr-ccs.com>

謹賀新年



皇居・二重橋（東京都）

戸室康廣会員撮影

- 千代田・中央支部 新春座談会
- 社会保険労務士法施行35周年記念  
千代田・中央支部はこうしてできた



# 東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部

## 新春座談会

勝本広報委員長 本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、支部長から一言お願ひいたします。

渡邊支部長 今年は座談会形式で新春のページを飾ろうということで、皆さんにお集まりいただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

広報委員長 まず、支部長にお話を伺いたいと思います。

このたび千代田・中央支部のホームページ（以下HP）が立ち上りましたが、反響等はいかがでしょうか。

支部長 まだ十分に会員に知れ渡っているとはいえない状況です。

HPを立ち上げたのは、予算面で、あまりにも支部の通信費がかかりすぎているという現実がありました。金銭の問題だけではなく、世の中が情報社会に急速に変化していくなか、当然情報伝達手段も時代に合ったものに変えていく必要があります。そのため今後は会員への情報伝達手段を電子メールにします、ということからスタートしたわけです。

電子メールでの情報のやりとりは、HPを使ってやらないとうまく機能しない。むしろHPはメールでの送受信というところから付随的に出てきたところがあります。

HPを作ったことにはもう一つ意味があります。情報は受け取るばかりではなく、受け取った情報を自分で加工して、今度は自分が情報の発信源にならないと意味がない。自分から意見を言う。私はこう思いますが発言をする。そこに情報社会での人間の価値があると思うんです。

その第一ステップが、意見を表明する場としてHPの中に作った掲示板なり談話室です。

広報委員長 例会などでお話ししなくとも、アクセスするだけで情報が伝わってきますので、本当に便利なHPだと思いました。

支部長 支部会員だけでなく、他支部の会員、あるいは他県会の会員からも自由にアクセスされる、そういうHPになればと思っています。

広報委員長 これからもどんどん充実していくと。

支部長 そうです。IT委員会を特別につくって、そのなかで委員長をはじめ委員の皆さんのが自前で作った。外部の業者に頼んだのではなく、自前で作ったHPは日々更新されていきます。そのあたりがうちのHPの特長かなと思っています。

広報委員長 どうもありがとうございました。次に政連支部会長にお話を伺いたいと思います。

小林政連支部会長 会員の皆様には、昨年行われました衆議院議員選挙にボランティア活動で個人演説会の参加等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

選挙後に東京政連の幹事会で、「社会保険労務士制度に理解があり、制度発展のためにご協力いただける候補

については、党派を超えて小選挙区で1人しか当選しないとしても、今後は複数推薦でかまわないのではないか、それが議員立法で党派を超えて色々な政党にご理解いただるために必要ではないか」という意見が出ました。今年夏に予定されています参議院議員選挙においては、その方向で支部としても東京政連としても推薦候補を挙げていくと思います。

さて、東京政連の今期の大きな目標である財政基盤の確立、組織の強化充実が、昨年の政治連盟の幹事会で正式に承認されました。小委員会の座長を当支部の山本先生が務められて原案をまとめていただき、東京政連の幹事会でも承認されました。今後はこの案に沿って、各支部で未加入会員の勧奨や、会費未納者の対策を積極的に展開していくと考えています。

広報委員長 政連の会費は、強制徴収はできないですか。

政連支部会長 難しい問題ですね。年会費6,000円ですが、開業したての方にとってはきついという声が正直なところあります。ただ、社会保険労務士制度が発展していくには、どうしても議員立法で法律を通して制度を充実させる必要があります。法改正によって職域が広がり、恩恵を受けるのは開業・勤務に関係なく、全ての社会保険労務士です。その意味では政治連盟に対して理解をいただいて、会費だけでなく選挙の際とか、政治連盟として行事を行う際は積極的に参加されるようにしていただきたいと思っています。

広報委員長 とりあえず支部会員の皆さんには、まず会費を納めることが政連への協力の第一歩だと思いますので、私達も納入促進に努めたいと思います。

支部長 私も支部長になる前に、政治連盟の支部会長として会員の皆さんにお話したことがあります。社会保険労務士としてこの業界で働いていく。その業界は、他人から与えられるのではなく、自分たちで発展させていくという気持ちを持ってほしいと。

社会貢献と言っても、その働く場は他人任せ。それではだめだろうと思います。そこだけ強調しておきたいですね。

広報委員長 ありがとうございました。次に第二部会長、今年は年金改正の年だと思います。社会保険労務士は国民年金第1号被保険者が多いのですが、浅香先生は第二部会長いらっしゃるので、第2号被保険者の方はほとんど厚生年金保険の被保険者で、料率も来年度から毎年上がっていく形になるようです。そのあたりについていかがでしょうか。

浅香第二部会長 まだ全てが決まったわけではなく、これからも国会等で議論が重ねられていくと思います。ですから、最終的にどういう決着になるかは、まだはっきりわかりませんけれど、今回の改正は、大きく分けて3つの意味があると思います。

一つは保険料負担に上限を設けること。もう一つは年金水準についてもある程度の枠を作る。ある意味では年金水準の保障ということかもしれません。それからもう一つは配偶者の年金の問題です。とくにここで出てきているのは離婚時の年金保障です。全てが、ということではありませんが、協議によっては年金を分割できるようになります。

広報委員長 現役世代にばかり負担を強いている印象が強いのですが、その点に関してはどう思われますか。

第二部会長 保険料については経営者サイド、日本経団連でもやはり上限は15%ぐらいではないかということがありますので、20%という問題については恐らくこれからさらに詰めていくのだと思います。

非正規従業員、パートタイマーとかアルバイトが今はご存じのようにどんどん増えてきています。彼らの管理やトラブルなど、我々は中小企業を顧問先に持っている割合が高いですから、そういう問題は日常茶飯事で直面しているわけですが、週20時間以上の就労で厚生年金加入、これが顧問先に対する社会保険労務士の大きなハーダルというか、雇用保険も週20時間の短時間労働被保険者の加入要件を満たすわけですが、それを徹底すること、経営者に理解していただくのは大変な部分があります。

今度厚生年金も週20時間以上加入ということが義務づけられると、社会保険労務士は本当に真剣に考えて、納得して加入をしていただくように指導していく必要があると思います。

広報委員長 次に第一部会長にお伺いします。電子申請が始まりました。認証局の電子証明書取得の申し込みは、連合会に出していると思うのですが。

瀬第一部会長 電子申請が連合会から下りてきたのが10月ですから、大方の会員は関心を持って出していると思います。電子申請を連合会が認証局を取って会員全員に知らせてという形ですが、会員からは、現在連合会から送られてきている電子申請のままでは、顧問先との関係でうまく適用できるかどうかという声も上がっています。ただ、認証局を立ち上げ、ここまで進んでいますから、今年は相当動いていくと思います。

あとは政連との関係もあって、政連会費6,000円をなかなか払ってくれない、入会もしてくれない状況のなか、9,650円の登録費用がかかることは問題ですね。開業会員全員に通用するものだから「無料にすべき」という声も出ています。登録費用はこのままでいくと思いますが。

政連支部会長 電子申請になって、今後どうなるかとい

うことで私が一番注目しているのは、企業の認証や添付書類です。得喪だけという話もありましたが、電子申請で送ったとしても、結局年金手帳原本確認で、それを例えば社会保険事務所に郵送するなり、持参するなり、今だと取得届を窓口に出せば、その場でカードが出てくるわけです。それが、例えば郵送事故や郵送に生じる時間のロス。これらの問題をどのようにクリアしていくのか。

単純に資格の取得喪失一つとってもそうですから、もっと大事な給付の面はどうするのか。傷病手当金に限りませんが、給付関係は医師の証明が絶対です。医師の証明をどういう形で電子申請に取り入れるのか。

第一部会長 その辺りが、今のシステムは紙ベースでやっている仕組みをそのまま電子化しただけなんです。ツールが変わったときは、仕組みそのものも変えないと意味がないんです。

そのためには、電子申請で厚生労働省に対してものが言えるだけの人数の人たちが認証を取る。連合会長が言っている1万2000人が、とにかく使える状態でスタンバイしているということになれば、厚生労働省も何とかしようという形で動き出すわけです。

第二部会長 電子申請ができる、それをいかに普及させていくか。普及していないことにはその先に進めない。あるいはものも任せないということになってくるでしょうね。

政連支部会長 瀬第一部会長が言ったように、認証局を立ち上げて、そこに社会保険労務士が数多く認証の登録をして、もうちょっと使いやすいよう訴えかけていくというのが連合会も含めた社会保険労務士会の総意ということですね。

支部長 ただ、責任は重くなります。今までのように提出代行というわけにはいかないと思います。社会保険労務士が電子申請をする場合には、事業主の、あるいは被保険者の代理人としてやる。だからその結果については、事故があれば責任は今まで以上に重くなるということを認識しておかないといけないと思うんです。こちらもそれだけの覚悟と責任を持ってやるということで、場合によっては変なことをすれば、訴えられて資格剥奪ということがあつてもしょうがない。そのくらいのつもりでないと、電子申請は使い勝手の良いものにはならないと思います。

広報委員長 もっと使いやすくして、今までみたいにあちこち歩き回っての届出がなくなって、その上に労務管理とかいろいろな知識を会社に与えられれば、社会保険労務士業務として未来性のある形ですよね。

支部長 今まで以上に責任を持ってやるということです。変なことをすれば罰則の適用もある、そういう形にならないかぎり、メリットだけ得ようとしても無理だと思います。メリットが出てくるということは、同時に責任も重くなるという自覚が必要だと思います。

広報委員長 どうもありがとうございました。



写真左より、小林政連支部会長、浅香第二部会長、渡邊支部長、瀬第一部会長、司会の勝本広報委員長

渡邊 いろいろな変遷を辿ってきているのですね。その後、法改正により法定団体となったわけですが。

小山 あれは昭和53年でしたね、第一次社会保険労務士法改正により、法定団体として東京都社会保険労務士会が誕生したんです。そして、それまでの全国社会保険労務士会東京会中央支会は、法定団体設立のため改組され昭和54年1月に東京都社会保険労務士会千代田・中央支部として新たな組織に生まれ変わり、今に至っているわけです。

渡邊 千代田・中央支部としての初代支部長は。

小山 改組前の支会長の須崎 保さんが選ばれ、2年余務められて私にバトンタッチされました。その後、榎原さん、新堀さん、仲野さんと続き、今の第十一代支部長の渡邊さんに至っているんです。

渡邊 歴史の重みを感じますね。

恩田 昔の会報や写真を見せていただくと、このような貴重な資料は支部としてもきちんと保存していきたいと思います。渡邊支部長の在任中にスキャナーに取込むなどで保存の実現を図りたいですね。

渡邊 今日はご多忙中にもかかわらず貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

(参考資料)
社団法人東京都社会保険労務士会 中央支部会報第15号 (昭和51年12月1日発行)
タイトル 部活動5年の歩み(28ページもの)
発行人 小山 昇
編集人 清水 誠三郎
内容 総会および役員、その他行事 支部活動の基本姿勢(勉強会、会報発行、資金・労働時間などの調査研究) 懇親会および旅行会 関係官庁への協力
参考資料として、関係諸法律の制定、改正年次表(昭和43年以降)

## 東京都社会保険労務士会歴代会長および 千代田・中央支部歴代支部長

### 1. 社団法人東京都社会保険労務士会

	会長
S46.06.25 ~ 47.05.12	小岩 四郎
S47.05.12 ~ 49.05.22	戒田 集
S49.05.22 ~ 51.05.21	戒田 集
S51.05.21 ~ 51.09.13	中西 實

(S51.12.10付解散 (社)日本社会保険労務士会東京都支部との合併のため)

### 2. 社団法人全国社会保険労務士会東京会

	会長
S51.12.10 ~ 52.05.19	加藤 義男
S52.05.19 ~ 53.12.26	加藤 義男

(S53.11.30付解散 法定団体設立のため)

### 3. 東京都社会保険労務士会

	会長
S53.11.02 ~ 54.05.21	加藤 義男
S54.05.21 ~ 56.05.28	加藤 義男
S56.05.28 ~ 58.05.27	柏木 高美
S58.05.27 ~ 60.05.29	橘高 正風
S60.05.29 ~ 62.05.29	三浦萬亜男
S62.05.29 ~ H1.05.30	杉元 一郎
H01.05.30 ~ 03.05.28	石原 健三
H03.05.28 ~ 05.05.27	石原 健三
H05.05.27 ~ 07.05.30	仲野 三郎
H07.05.30 ~ 09.05.29	羽鳥 藤雄
H09.05.29 ~ 11.05.28	古川泰一郎
H11.05.28 ~ 13.05.28	大槻 哲也
H13.05.28 ~ 15.05.28	大槻 哲也
H15.05.28 ~	金田 修

### 中央支部

支部長
山崎 紀雄(中央支部S46.7.20設立)
小山 昇
小山 昇
真許 琢義

### 中央支会

支会長
須崎 保(中央支会S52.2.1設立)
須崎 保

### 千代田・中央支部

支部長
須崎 保(千代田・中央支部S54.1.23設立)
須崎 保
小山 昇
榎原 正平
新堀 英行
仲野 三郎
大槻 哲也
相馬 誠一
山本 弘之
金綱 久夫
柏木 弘文
柏木 弘文
柏木 弘文
渡邊 和洋

## 特別インタビュー

# 千代田・中央支部はこうしてできた

平成15年12月で社会保険労務士法（昭和43年6月公布、同年12月施行）が施行されて35年を迎えました。本号ではこれを記念し、支部設立当時から多大な努力を尽くされた小山 昇先生のお話を伺うため、11月12日（水）の午後、日本橋三越に近い日本橋室町の中央労務協会に先生をお訪ねし、社会保険労務士法制定時からの支部活動についてお聞きしました。先生が保管されている会報等貴重な資料、昔の支部旅行や野球大会などの写真を拝見しながら、話に花が咲いたインタビューとなりました。

以下、インタビュー（敬称略）と歴代会長、支部長名を掲載します。

（訪問者は渡邊支部長、恩田広報担当副支部長、滝口広報副委員長の3名です。）



写真左より、渡邊支部長、小山先生、恩田広報担当副支部長

渡邊 この12月で社会保険労務士法施行35周年を迎えるにあたり、法制定時からご活躍されている小山先生に、当時のお話などをしていただければと思いお伺いしました。よろしくお願ひいたします。

小山 そうですね、もう35年になりますね。私は、昭和25年にこの仕事を始めましたが、支部については昭和46年からの話になるでしょうね。

渡邊 そのあたり、支部の発足はどのようなものだったのでしょうか。

小山 昭和46年の7月20日ですね。中野にある日本閣に千代田区と中央区の開業社会保険労務士81名が集まり、社団法人東京都社会保険労務士会中央支部が結成されました。これが今に至る支部の第一歩でした。

渡邊 32年前ですね、支部長はどなたがなられたのですか。

小山 結成時に支部長に選出されたのは山崎紀雄さんでした。この方は、前職は共同通信社の労働省担当の新聞記者をされていましたね。実に有能なサムライでしたね。副支部長に石原健三さん、永瀬進一さん、そして私が選ばれてスタートしました。そのほかにも、当時は税理士や行政書士をしている方も多く参加されていました。

渡邊 当時の活動としてはどのようなものが行われたのですか。

小山 結成したてですから、まずは組織づくりに万全を期しました。幹事会、定例会、研究会を頻繁に行い、会報発行もしています。

渡邊 小山先生が支部長になられたのは。

小山 私は昭和47年からですね、第二代中央支部長として昭和51年までやりました。労務管理無料相談を実施したり、勉強会も積極的に行いました。皆さんのがこの資格をふまえて充実した活動を実践し、希望に燃えていましたね。

恩田 支部設立以前の昭和44年頃から、実質的にいろいろ活動が立ち上がってきたと思いますが、たしか、当初は社団法人日本労務管理士協会と社団法人日本社会保険士会の二団体がありましたね。

小山 そうでした。その後、それぞれが何回か組織変更しながら昭和51年に統合し、社団法人全国社会保険労務士会に一本化されたんです。これがのちの法定団体としての認可に繋がっていくわけですね。

恩田 それまでの中央支部はどのように。

小山 当時の中央支部は、その組織の一本化に伴い昭和51年12月に解散し、全国社会保険労務士会東京会中央支会として翌年2月に設立されて、当時の支会長は須崎保さんがなりました。

## 支部管外研修会開催 健康を守る私の方法 ～命の泉は全身にあり～

日時：平成15年10月3日 ・ 4日

場所：川治温泉

講師：玉上 信明氏

研修会は東部金型工業健康保険組合保養施設「金型かわじ荘」で午後3時30分より、支部会員38名が出席して行われた。

玉上氏は指圧の特技があり、冗談を交えながらのお話に、楽しくためになる時間を過ごすことができた。

午後6時からの懇親会では、ピンゴゲームに思わず、童心にかえり、大いに盛り上がった。食後は、カラオケ、麻雀、また玉上氏による指圧の実演があったりと、それぞれ楽しい一夜を過ごした。

翌日は朝食後、解散したが、天候にも恵まれた中、日光まで足を伸ばす人たちもいて、楽しい研修旅行だった。



## 第一部会・第二部会合同研修会 初級者パソコン教室

日時：平成15年10月21日

場所：労働スクエア東京パソコン研修室

講師：鎌井恵美子氏

夏坂由季子氏



平成15年7月に「会員への連絡・情報伝達方法を電子メールに変更」という文書が送付されています。「千代田・中央支部のホームページ」も開設され、支部のIT化は着々と進んでいます。

そこで、第3回の合同研修会は、石川英豊IT委員長のご協力を得て「初級者パソコン教室」となりました。パソコンに触れたことがない方でも安心して受講できるように、パソコンボランティアを募集しサポート体制を整えました。当日は1時間半のコースを3回開催し、ボランティアを含め60余名の参加がありました。

講師の分かりやすいインターネットの仕組み・ホームページやメールのアドレスの説明に、パソコンへの興味の扉は開いてきましたが、実際にマウスやキーボードを使いはじめると戸惑うことばかりです。マウスの持ち方からクリックの仕方・文字入力を練習してからパソコンに向かいました。

講師とボランティアと受講生が一体となって、ようやく支部のホームページを開いたときには「ワオ！画面が動いている。素晴らしい！」とあちこちから歓声があがりました。掲示板に書き込みをしたり、お隣とメール交換をしてあっという間に時間が過ぎました。笑いあり、苦労ありの研修会でしたが、ボランティアや受講生から今後も、このような「パソコン教室」を開催してほしいという声が聞こえてきました。

## 新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	地区	形態
H15.5.27	武井 延次	麹町	開業
H15.8.1	小池 義輝	麹町	勤務
H15.8.1	峰脇 善	神田	勤務
H15.8.13	岡崎 啓章	麹町	勤務
H15.8.13	笠原あづさ	京橋	勤務
H15.8.31	丸川 玲子	日本橋	勤務
H15.9.1	武富 和子	日本橋	開業
H15.9.1	浅井 富美代	麹町	開業
H15.9.1	麻生 武信	日本橋	開業
H15.9.1	井上 温	麹町	開業
H15.9.1	福田 勇	神田	開業
H15.9.1	伊藤 進	橋本	開業
H15.9.1	大城 敦子	京橋	開業
H15.9.1	古山 晃	麹町	開業
H15.9.1	太田 純世	麹町	開業
H15.9.1	城間 純子	麹町	勤務
H15.9.1	小澤 恵久	麹町	勤務
H15.9.1	小林 彩子	麹町	勤務
H15.9.1	西 駿	麹町	勤務
H15.9.1	門田 広志	京橋	勤務
H15.9.1	金綱 孝	神田	勤務
H15.9.1	高橋 聰	神田	勤務
H15.9.1	渡辺 伸啓	麹町	勤務
H15.9.1	発地 秀樹	日本橋	勤務
H15.9.1	土橋 刚	神田	勤務
H15.9.1	中村 剛	神田	勤務
H15.9.1	峰松 晋也	麹町	勤務
H15.9.1	峰松 良	町	勤務

入会年月日	氏名	地区	形態
H15.9.12	賀山 和彦	橋本	開業
H15.9.12	筒井 孝幸	橋町	勤務
H15.9.12	坂下 壮一	橋本	勤務
H15.9.12	原 正人	京橋	勤務
H15.9.12	村野 幹晴	京橋	勤務
H15.9.18	谷口 明	京橋	勤務
H15.10.1	大苗 純平	京橋	勤務
H15.10.1	江口 宏	京橋	勤務
H15.10.1	下村 基隆	京橋	勤務
H15.10.1	黒田 叙	京橋	勤務
H15.10.1	齊藤さおり	京橋	勤務
H15.10.1	足立 正	京橋	勤務
H15.10.1	新田 香織	京橋	勤務
H15.10.1	榎本 香織	京橋	勤務
H15.10.1	山口 美和子	京橋	勤務
H15.10.1	金屋 雅司	京橋	勤務
H15.10.1	鹿野 智昭	京橋	勤務
H15.10.1	和田 康三	京橋	勤務
H15.10.1	小野寺 正幸	京橋	勤務
H15.10.1	下里 仁志	京橋	勤務
H15.10.1	立石 伊津美	京橋	勤務
H15.10.1	藤原 康廣	京橋	勤務
H15.10.1	未廣 和久	京橋	勤務
H15.10.1	山崎 忠彦	京橋	勤務
H15.10.21	井由希子 修	京橋	勤務
H15.10.31	佐藤	京橋	開業

## 千代田・中央支部スキー同好会

春・秋はハイキング、冬はスキー。

自然の中で思いっきり体を動かし、心身をリフレッシュしませんか？  
現在、会員を募集中です。

連絡先：事務局・石川 英豊

TEL 03-3206-4550

E-mail ishi@abox9.so-net.ne.jp

会員数：18名 年会費：3,000円



## 支部ゴルフ同好会のお知らせ

平成16年1月29日に第1回新春ゴルフ大会を千葉カントリー川間コースで開催いたします。4組枠を確保しておりますので、奮ってご参加ください。

ゴルフをこよなく愛する会員一同、皆様からの応募をお待ちしております。  
なお、前回の結果は次の通りです。

日時：9月11日

場所：千葉カントリー梅里コース

優勝：赤松ハルミ氏 (NET 77)

2位：加藤 恒男氏

3位：才木 悅氏

(赤松氏は10月の東京会ゴルフ大会において、女性の部優勝)

お申し込みは幹事・味園まで。

(TEL:03-3556-7879)

# 平成15年度 中央地区協議会必須研修会より

## 1. 改正労基法説明会における雇用均等室からの説明

### 1. 改正パートタイム労働指針および次世代育成支援対策推進法について

講師：東京労働局雇用均等室  
地方機会均等指導官  
若月 知宏 氏



平成15年10月1日から適用される改正パートタイム労働指針のポイントについて説明があった。パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した待遇の考え方が、具体的に示されるとともに、事業主が講すべき措置について話があった。また、次世代育成支援対策推進法が公布され、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成17年3月31日までに一般事業主行動計画を策定し、4月1日以降、速やかに届け出なければならなくなつたことについても紹介された。

## 2. 改正労働基準法と労働相談における解雇相談の実情

講師：中央労働基準監督署  
第4方面主任監督官  
藤川 康雄 氏



平成16年1月1日から施行される改正労働基準法について、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件を確保し、紛争の防止や解決にも資するという趣旨で改正されたこと、次に改正法の概要として、以下の説明があった。

### (1) 有期労働契約の見直し

- 1) 有期労働契約期間の上限に関する見直し  
原則3年、高度な専門的知識等を有する者および満60歳以上の者は5年。  
新しく雇い入れる場合に限るという要件は廃止。
- 2) 有期労働契約者の退職  
1年以上の期間を定める有期労働契約者は、労働契約が1年を経過した日以降はいつでも退職することができる。但し、専門的知識等を有する者、満60歳以上の者、一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約に従事するものは除く。
- 3) 有期労働契約の締結、更新および雇い止めに係わるルール  
有期労働契約の締結の際は、契約満了後における更新

の可能性の有無、更新の可能性「有」の場合には、その判断基準、を明示すること、雇入日から1年を超えて継続勤務している有期労働契約者（予め、契約を更新しない旨明示されている者を除く）との契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までに予告することが義務づけられた。

### (2) 解雇にかかる規定の整備

#### 1) 解雇ルールの原則の明記

解雇権濫用法理を法律上明記。

#### 2) 解雇理由の明示

解雇前でも解雇理由について証明書を請求できることになった。

#### 3) 就業規則に「解雇の事由」を記載

#### 4) 労働条件の明示事項に「解雇の事由」を記載

### (3) 裁量労働制にかかる変更

#### 1) 専門業務型裁量労働制

協定届に健康・福祉確保および苦情処理措置等の定めを必要とする。

#### 2) 企画業務型裁量労働制

- ・事業場要件の廃止 対象業務の存在が要件
- ・決議要件は労使委員会の委員の5分の4以上の多数による決議
- ・労働者代表の信任要件を廃止
- ・労使委員会の設置届廃止
- ・定期報告の報告事項を対象労働者の健康・福祉確保措置の実施状況に限定

## 3. 適格年金から確定拠出年金へ～移行事例の紹介～

講師：三井住友海上火災保険株式会社  
金融事業部  
DC推進・コンサルティングチーム副長  
矢部 誠 氏



現在、多くの会社で取り入れられている、適格退職年金が2012年3月末で廃止されることに伴う他制度への移行例について具体的な改定例を企業規模別に説明していただき、とても解りやすかった。

平成  
15年度

## 労働・社会保険関係 街頭相談実施

中央地区協議会（千代田・中央支部、文京支部、台東支部）主催で平成15年10月22日 に街頭相談を実施しました。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様ありがとうございました。

概略は次のとおりです。（敬称略）

場 所 営団地下鉄 日本橋駅構内  
相 談 員 午前 石上 均、小谷富士子、春原 繁、  
大野剛一郎  
午後 永田 尚大、小高 東、伊藤 晃子、  
濱口 力  
相談件数 70件

また、当方は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。ありがとうございました。（敬称略）

渡邊 和洋、瀬 翠江、小林 包美、半沢 公一、  
玉田 壇三、大畑 雅弘、段下 正志、根 祐司

### 各社会保険事務所主催 街頭相談協力者

麹 町	11月 5日	・6日	原 麻子、加藤 恒男
神 田	11月 6日		細川 宏美、小松 紀子
日本橋	10月31日	・11月6日	勝本 京子、山崎 雅也
京 橋	11月 6日	・7日	府川 芳枝、新崎喜代子

### 労働保険指導員に感謝状が贈呈されました

平成15年10月16日、中央労働基準監督署長より労働保険指導員に署長感謝状が贈呈され、また局長感謝状の紹介がありました。

局長感謝状（10年）豊福 雅典、河合 晃司、段下 正志、  
寺田美津司、吉田 信義

署長感謝状（30年）桑原 良治

署長感謝状（3年）小原 稔、石上 均、小森谷一恵、  
松田 研二

## 支部IT化経過報告

千代田・中央支部 IT委員会  
委員長 石川 英豊

今年度の支部事業の中で、“支部IT化”が掲げられ、10月1日に支部のホームページを開設し、同時に会員のメールアドレスの登録を開始しました。

ホームページ公開時は、「工事中」のページも多くありましたが、2ヶ月を経過した現在、各ページも充実し、アクセスカウンターも7,000を超えるました。

これは、1日平均約100件のアクセスがあることになります。

また、メールアドレスの登録もこの支部会報がお手元に届く頃には、500人（開業会員200人、勤務会員300人）を超えていたと思います。

### 「掲示板」「チャット」に書き込んでください

当支部のホームページは、外部委託ではなく、IT委員会の手作りで、支部と会員・会員と会員との双方向性をもたせることを主眼に作成しております。

ホームページの「掲示板」「談話室」もそういう趣旨のもと作りました。

最近、「掲示板」「談話室」への投稿も増えましたが、まだまだ少ない感じです。

投稿（書き込み）が多いと、アクセス数もそれに比例して多くなります。遠慮している会員が多いようですが、どんどん書き込みをお願いします。

### メールアドレスの登録にご協力を

平成16年からは、各種参加申し込みをホームページ上より行います。また、従来の封筒による「ご案内」の発送業務も徐々に減らしていく予定です。それには、会員の皆様の“メールアドレスの登録”のご協力なくしてはできません。

まだ電子メールを受信できる環境がない会員の方は、早急に環境を整えていただくとともに、メールアドレスを既にお持ちの会員でまだ未登録の方は、是非登録をお願いします。

ホームページのURL（アドレス）は次のとおりです。

<http://www.sr-ccs.com> (<http://sr-ccs.com> でも可)  
メールアドレスの登録に必要なパスワードは、支部長・副支部長より取得してください。

## あ と が き

当支部のホームページは、日本全国で閲覧されているようです。ホームページの更新は、週単位で行っておりますが、雑多なところもあり、いろいろご意見等もあるかと思います。「こんな風にしたらいい」「こんなページを作ってほしい」等アイディア・ご意見をIT委員会までお寄せください。

会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

昨年はサラリーマンにとっていい年ではありませんでした。医療費の値上げ、社会保険料の値上げとボーナスからの徴収、雇用保険料の給付日数の減少等。

今年は「経済の活性化、中小製造業の業績アップ、若者のフリーター減少、リストラの減少と中高年の就職率の向上、求人

数増加で事実上65歳まで雇用の確保、社会保険料のボーナス保険料の廃止、厚生年金保険料値上げは給与の15%以内」になってほしいと願っています。

勤務社労士の『勝手な思い』ですが中高年社員の切実な希望でもあります。昨年秋の某週刊誌に「中高年のフリーターの増加、5年間に100万人突破、45歳から54歳で再就職できるのは100人のうち6人だけ」という記事が掲載されました。

「自己責任」という名前だけが一人歩きしているように感じる時代ですが、先の明るさの見える年になってほしいと願っています。

本年もよろしくお願いします。

（嶋倉 貞男）